

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回庁内検討会

1. 日時・場所

平成29年5月17日（水）13:30～15:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 庁内検討会の設置

(2) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

(3) その他

4. 配布資料

議事次第

資料1 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」検討体制

資料2 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」庁内検討会設置要綱

資料3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

5. 議事録（質疑）

建設局道路建設部計画課長

- ・本検討の対象である約600kmの内、現道がない広域的な道路約60kmの検討の方針について考え方を確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・現道がない広域的な道路は、交通面及び防災面の観点から、東京全体の道路ネットワークを広域的に支えるため、計画は基本的に存続させる予定である。

建設局道路建設部事業化調整専門課長

- ・検討のスケジュールについて、平成30年度末の基本方針策定に向けて、短期間で多くの事項を整理していく必要があるため、事務局には役割分担及び各作業の期限を具体的に示

した上で進行管理をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・昨年度は基本調査として、検討対象の箇所がどのような状態なのかを把握する作業を行い、今年度はそれを検討のフィルターにかけ類型化していく作業を行う。
- ・検討のフィルターの設定にあたっては、建設局の協力を得ながら、役割分担と各作業の期限を決めた上で進行管理をしていきたい。

都市整備局都市基盤部長

- ・基本方針での個別路線の方針の公表に向けて、厳しいスケジュールではあるが、関係部署には協力をお願いしたい。

建設局道路管理部安全施設課長

- ・当課の事業で、概成区間または都市計画線がある道路において、部分的な歩道設置を先行して整備している箇所がいくつかある。
- ・過去に他の都市において、概成区間の都市計画線を廃止しようとした場合に、完全に都市計画線を廃止したのか、現道幅員に合わせて都市計画線を変更したのか、その手続きの方法について教えてほしい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・把握している中の全国的な例としては、両方の手続き方法があるが、基本的には都市計画線をそのまま残すか、現道合わせにするかの2者択1のような形で行われている。

都市整備局都市基盤部長

- ・どのような箇所を先行して事業化しているのか。

建設局道路管理部安全施設課長

- ・拡幅の事業化の予定がなく、歩道設置の要望があった箇所等で短い区間を歩道設置事業として整備しているところがあり、今後、本検討の対象箇所との調整が必要と考えている。

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長

- ・検討フローにおける関連計画の影響確認について、影響の有無を確認した後に、本検討の中で最終的な方向性を示す予定か。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・関係部署と調整の上、本検討の中で最終的な方向性を示していきたい。

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長

- ・区市町はそれぞれ事情が異なるが、一緒に本検討体制の中に入れるのか等、今後の調整方法を確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・全区市町が本検討体制に入っており、状況に応じて個別具体的に調整していきたい。

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長

- ・都市計画線の変更に伴う用途地域の境界線の取扱いといった課題等については、個別的ではなく都として統一的に対応していくことになると思うが、一方で市町では用途地域の権限を持っているため、意見統一や地元調整等が必要である。
- ・検討箇所が多いと時間を要してしまうため、ある程度方向性を定め、都計審への諮り方等のアウトプットのイメージを固めた上で検討を進めていく必要がある。

都市整備局都市基盤部長

- ・今後の区市町を含む検討会においても話題になると思われるため、ケーススタディを行い問題の掘り下げを事前に行っておくとよい。

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長

- ・課題の類型化は可能と思われるため、その場合の対応を整理していくことになる。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・今年度の第4回目の検討会は中間のまとめに向けた議論となる予定だが、第2、3回目では事例を示した上で類型化やアウトプットの規模感等について議論していきたい。

政策企画局調整部技術政策担当課長

- ・歩道の概成部分について、どういった理由で拡幅整備をしていくのか、様々な事例を見ながら、他への影響を考慮した上で検討していく必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・全国的な事例として、大阪府等は概成道路について都市計画の廃止や変更をしているが、訴訟は起こされていないと聞いている。
- ・建築制限をかけ続けていることが妥当か否かという視点も含めて検討を進めていきたい。
- ・概成道路の検討では、いくつかのスペックを定め、現道がそれに十分合致しているか否かを判断基準の1つとしていきたい。

政策企画局調整部技術政策担当課長

- ・道路構造令によらずに検討するのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・道路構造令及び条例を基に幅員について検討していく。

都市整備局都市基盤部長

- ・事業主体に関わらず、今後も必要に応じて拡幅整備を実施していくことになるが、先に拡幅整備をして待っていただいている方や、拡幅整備をしていなくても建替えを見越して古い住居にお住いの方もいると想定されるため、留意して検討する必要がある。

建設局公園緑地部計画課長

- ・基本方針策定後の都市計画手続きのスケジュールについて確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・基本方針の策定後、地元との調整状況によるが、平成 31 年度以降に都市計画手続等を行う予定である。

建設局公園緑地部計画課長

- ・都市計画道路と都市計画公園の重複箇所について、基本方針の策定後に具体的な計画の整合方法を調整していくのか、あるいは策定前に調整していくのか確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・基本方針の策定前に調整していく予定である。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回庁内検討会 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	
都市整備局	総務部 企画担当課長	
	都市づくり政策部 都市政策担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(欠席) (代理)
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 物流調査担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(代理)
	市街地建築部 建築企画課長	
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	